

相馬市議会基本条例の検証及び見直しについて

相馬市議会は、平成27年7月に制定した議会基本条例について、おおむね2年ごとに、条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を公表するものとしております。

条例第24条に基づき、各会派の意見を確認しながら、6回の検証及び見直しを実施し、慎重に目的の達成や条文の検証等を重ねてきました。

このたび、検証結果がまとまりましたので、下記のとおり公表いたします。

記

1 検証及び見直しの実施状況

- ・第1回 平成29年6月 8日（木）
- ・第2回 平成29年6月13日（火）
- ・第3回 平成29年6月27日（火）
- ・第4回 平成29年8月 1日（火）
- ・第5回 平成29年8月31日（木）
- ・第6回 平成29年9月21日（木）

2 検証結果

修正すべき箇所はない。主な検証結果は以下のとおりです。

課題とされた箇所	意見等	結果
前文 相馬市政は、相馬市民の負託により運営されるものであり、その権利の源は相馬市民にある。その機能は、二元代表制の下で選挙によって選ばれた相馬市民の代表者である相馬市長と相馬市議会議員で構成される相馬市議会が、市民福祉向上のため、また報徳の訓えに倣い、相馬市民の要望を把握して行使する。 相馬市議会議員は、相馬市民の代表者としての自覚と責任を持って、議会での行動、発言と提案、合意形成に努めなければならない。更に執行機関である相馬市長に対し、相馬市議会は合議制の議事機関として、緊張関係を保持し、行政への意見及び監視を怠ることなく、相馬市勢伸展に努める使命が課せられている。 相馬市議会は、相馬市民の多様な意見を的確に把握することに日々努め、あるべき姿勢、目的、役割を明確にし、更には、積極的な情報公開を率先して行うことで、より一層、相馬市民に開かれた議会を実現するとともに、将来にわたり、相馬市民	・相馬市長と議会の記載があるが、議会基本条例は議会の条例であるので、議会を先に述べ、相馬市長を後に述べるべきである。	(検証結果) 修正は不要である。 ・今後条例改正を行うときがあれば、その箇所の見直しを検討する。

	<p>に信頼される議会運営に取り組まなければならない。</p> <p>私たち相馬市議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに相馬市議会基本条例を制定する。</p>		
第8条	<p>第8条 議会は、市政の課題全般に対し情報の提供及び共有に努めるため、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議会報告会の実施に関し必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>・第1項の「議会報告会を年1回以上」という文言を「必要に応じて」と修正してはどうか。</p>	<p>(検証結果)</p> <p>修正は不要である。</p> <p>・「相馬市議会報告会実施規程」の検証、見直しを行い、常任委員会ごとの対応等も検討する。</p>